



# 金沢市公報

号外第 11 号の 3

平成21年(2009年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ		ページ
<b>規 則</b>		正する規則	(行政経営課) 4
職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	(職員課) 1	金沢市市民センター等設置規則の一部を改正する規則	(市民課) 11
金沢市近江町交流プラザ条例の施行期日を定める規則	(市民課) 1	金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則	(総務課) 11
金沢市近江町交流プラザ条例施行規則	( " ) 1	市長事務の一部を金沢市教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則	( " ) 16
金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則		金沢市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則	(こども福祉課) 16

## 規 則

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市長 山 出 保

### ●金沢市規則第6号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例(平成20年条例第8号)の施行期日は、平成21年4月1日とする。

金沢市近江町交流プラザ条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市長 山 出 保

### ●金沢市規則第7号

金沢市近江町交流プラザ条例の施行期日を定める規則

金沢市近江町交流プラザ条例(平成20年条例第52号)の施行期日は、平成21年4月4日とする。

金沢市近江町交流プラザ条例施行規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市長 山 出 保

### ●金沢市規則第8号

金沢市近江町交流プラザ条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市近江町交流プラザ条例(平成20年条例第52号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 条例第7条の規定により、金沢市近江町交流プラザ(以下「交流プラザ」という。)のまなび広場の研修室、集会室、プレイルーム若しくは和室又は食育広場のキッチンスタジオ(以下「研修室等」という。)の使用の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、金沢市近江町交流プラザ使用申請書(様式第1号。以下

「使用申請書」という。)により、市長に申請しなければならない。

(使用申請書の受付期間)

第3条 使用申請書の受付期間は、研修室等を使用する日の3箇月前の日の属する月の初日から当該研修室等を使用する日の前日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用承認書の交付)

第4条 市長は、研修室等の使用を承認したときは、金沢市近江町交流プラザ使用承認書(様式第2号)を申請者に交付する。

(使用料の減免)

第5条 条例第11条の規定に基づき使用料の減免を受けようとする者は、金沢市近江町交流プラザ使用料減免申請書(様式第3号)により、市長に申請しなければならない。

(原状回復)

第6条 研修室等の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、その使用を終えたときは、直ちに研修室等の設備等を原状に復さなければならない。

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けずに寄附金の募集又は物品の販売、宣伝その他営利行為をしないこと。
- (2) 許可を受けずに印刷物等を掲示しないこと。
- (3) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けずに所定の設備等以外の設備等を使用しないこと。
- (5) その他交流プラザの職員の指示に従うこと。

(入館の制限)

第8条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 風紀を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品又は動物の類を携帯する者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月4日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

金沢市近江町交流プラザ使用申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所  
氏名

(団体にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

金沢市近江町交流プラザを使用したいので、次のとおり申請します。

行 事 の 名 称		
行 事 の 内 容		
使 用 日	年 月 日	
使 用 人 員	人	
会 場 責 任 者	氏 名	
	連絡先	

使 用 施 設		使 用 時 間 区 分			
		午 前 (午前9時から正 午まで)	午 後 (午後1時から午 後5時まで)	夜 間 (午後6時から午 後9時まで)	全 日 (午前9時から午 後9時まで)
ま な び い 広 場	研 修 室 1				
	研 修 室 2				
	研 修 室 3				
	集 会 室				
	プ レ イ ル ー ム				
	和 室				
使 用 施 設		使 用 時 間 区 分			
		午 前 (午前10時から午 後1時まで)	午 後 (午後2時から午 後5時まで)	夜 間 (午後6時から午 後9時まで)	全 日 (午前10時から午 後9時まで)
食育広場	キ ッ チ ン ス タ ジ オ				
備考					

備考 該当する使用時間区分の欄に を記入してください。

様式第2号(第4条関係)

収 第 号  
年 月 日

金沢市近江町交流プラザ使用承認書

住所

氏名

様

金沢市長

印

年 月 日付で申請のあった金沢市近江町交流プラザの使用について、次のとおり承認します。

行 事 の 名 称					
行 事 の 内 容					
使 用 日		年 月 日			
使 用 人 員		人			
会 場 責 任 者		氏 名			
		連絡先			
使 用 施 設		使 用 時 間 区 分			
		午 前 (午前9時から正 午まで)	午 後 (午後1時から午 後5時まで)	夜 間 (午後6時から午 後9時まで)	全 日 (午前9時から午 後9時まで)
ま な び い 広 場	研 修 室 1				
	研 修 室 2				
	研 修 室 3				
	集 会 室				
	プ レ イ ル ー ム				
	和 室				

使 用 施 設		使 用 時 間 区 分			
		午 前 (午前10時から午後1時まで)	午 後 (午後2時から午後5時まで)	夜 間 (午後6時から午後9時まで)	全 日 (午前10時から午後9時まで)
食育広場	キッチンスタジオ				
条件					

様式第3号(第5条関係)

金沢市近江町交流プラザ使用料減免申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所

氏名



(申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

金沢市近江町交流プラザの使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

行 事 の 名 称	
行 事 の 内 容	
使 用 の 日 時	年 月 日 ( 曜日) 時から 時まで
使 用 す る 施 設	
使 用 料 の 額	円
減 免 申 請 額	円
申 請 の 理 由	

備考 申請者の住所及び氏名欄には、団体にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第9号

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市補助組織及び分掌事務規則(平成8年規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

都市政策局	企画調整課 東京事務所	を
都市政策局	企画調整課 創造都市推進室 東京事務所	に、

	歴史遺産保存部	文化財保護課 埋蔵文化財センター 歴史建造物整備課 まちなみ保全室 用水・惣構堀保全室	を
--	---------	---	---

	歴史遺産保存部 歴史都市推進室	文化財保護課 埋蔵文化財センター 歴史建造物整備課 用水・惣構堀保全室	に、
--	--------------------	--	----

	男女共同参画室 計量検査所	を
--	------------------	---

	男女共同参画室	に、
--	---------	----

	生活衛生室 近江町交流プラザ開設準備室 市民スポーツ課	を
--	-----------------------------------	---

	生活衛生室 市民スポーツ課 近江町交流プラザ	に、
--	------------------------------	----

	長寿福祉課	を
--	-------	---

	長寿福祉課 ねんりんピック準備室	に、
--	---------------------	----

	埋立場建設準備室	を
--	----------	---

「 | | 埋立場建設事務所 | | に、  
」

「 | 都市整備局 | 都市計画課 | を  
」

「 | 都市整備局 | 都市計画課  
| 駅周辺整備室 | に、  
」

「 | | 市街地再生課  
| 町家再生推進室  
| 近江町市場再整備事務所 | を  
| 土木部 | 道路建設課 |  
」

「 | | 市街地再生課  
| 土木部 | 道路建設課  
| 無電柱化推進室 | に、  
」

「 | 定住促進部 | 住宅政策課 | を  
」

「 | 定住促進部 | 住宅政策課  
| まちなか住宅再生室 | に、  
」

「 | | 建築確認審査室 | を  
」

「 | | 違反建築対策室 | に  
」

改める。

第3条第1項の表中

「 | | 10 局の所管事務で他課に属しない事項 | を  
」

創造都市推進室	10 局の所管事務で他課に属しない事項	に
	1 創造都市の推進に関する事項	

改め、同条第3項の表中

文化交流部	1 芸術文化の振興並びに国際化及び都市間交流の推進に関する事項	を
-------	---------------------------------	---

文化交流部	1 芸術文化の振興及び国際化の推進に関する事項	に、
-------	-------------------------	----

	3 都市間交流に関する事項 4 財団法人金沢国際交流財団に関する事項	を
--	---------------------------------------	---

	3 財団法人金沢国際交流財団に関する事項	に
--	----------------------	---

改め、同条第4項の表中

歴史遺産保存部	1 文化財の保護及び歴史建造物に関する事項	を
文化財保護課	1 歴史的文化遺産の保護及び継承に関する事項	

歴史遺産保存部	1 歴史都市の推進、文化財の保護及び歴史建造物に関する事項	に、
歴史都市推進室	1 歴史都市施策の総合的な推進及び連絡調整に関する事項	
	2 こまちなみの保存育成に関する事項	
	3 寺社風景の保全に関する事項	
文化財保護課	4 町家等の保全及び再生に関する事項 1 歴史的文化遺産の保護及び継承に関する事項	

	4 社団法人金沢職人大学校に関する事項	を
まちなみ保全室	1 こまちなみの保存育成に関する事項	
	2 寺社風景の保全に関する事項	

		4 社団法人金沢職人大学校に関する事項	に
--	--	---------------------	---

改める。

第5条第1項の表観光交流課の項中第5号を第6号とし、第4号を削り、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- 3 観光宣伝及び観光客の誘致に関する事項
- 4 都市間交流に関する事項

第5条第2項の表中

		5 治山及び海岸砂防に関する事項	
		6 林産物の生産、加工及び流通に関する事項	を
		7 林地及び林業施設の災害の復旧に関する事項	に

		5 林業大学校の運営に関する事項	
		6 林産物の生産、加工及び流通に関する事項	に
		7 治山及び海岸砂防に関する事項	に
		8 林地及び林業施設の災害の復旧に関する事項	に

改める。

第6条の表中

		1 計量器及び商品量目の検査に関する事項	
	計量検査所		を
	消費生活センター	1 消費者の自立支援及び消費者保護に関する事項	に

		1 消費者の自立支援及び消費者保護に関する事項	
	消費生活センター		に、
		2 計量器及び商品量目の検査に関する事項	に

		2 墓地、埋葬等に関する事項	
	近江町交流プラザ開設準備室	1 近江町交流プラザの開設準備に関する事項	を

		2 墓地、埋葬等に関する事項	に
--	--	----------------	---

改め、同表に次のように加える。



近江町交流プラザ	1 市民の学習活動、食育の推進のための研修会等その他市民交流の促進に関する事項 2 近江町交流プラザの管理運営に関する事項
----------	--

第7条第1項の表長寿福祉課の項第7号中「住まいづくり資金の貸付け及び助成」を「住まいづくりの助成」に改め、同表中

	8 財団法人金沢市福祉サービス公社に関する事項（障害者に係るものを除く。）	を
--	---------------------------------------	---

ねんりんピック準備室	8 財団法人金沢市福祉サービス公社に関する事項（障害者に係るものを除く。） 1 第23回全国健康福祉祭いしかわ大会の開催準備に関する事項	に
------------	---	---

改める。

第8条の表環境政策課の項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

7 有害鳥獣の捕獲の許可に関する事項

第8条の表中「埋立場建設準備室」を「埋立場建設事務所」に改め、同表環境指導課の項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第11号までを2号ずつ繰り上げる。

第9条第1項の表都市計画課の項中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第14号までを2号ずつ繰り上げ、同表中

景観政策課	1 景観形成に係る計画立案及び調整に関する事項	を
-------	-------------------------	---

駅周辺整備室	1 金沢駅西広場の再整備に関する事項 2 森本駅、東金沢駅及び西金沢駅の周辺整備に関する事項	に
景観政策課	1 景観形成に係る計画立案及び調整に関する事項	

改め、同表景観政策課の項第6号中「電線類地中化事業」を「無電柱化事業」に改め、同表中

	7 財団法人金沢まちづくり財団に関する事項	を
町家再生推進室	1 町家等の保全及び再生に関する事項	
近江町市場再整備事務所	1 武蔵ヶ辻地区の市街地再開発に関する事項	

	7 財団法人金沢まちづくり財団に関する事項	に
--	-----------------------	---

改め、同条第2項の表中

「		6 電線類地中化事業に係る調整及び工事の施行に関する事項	を
」			

「	無電柱化推進室	1 無電柱化事業に係る調整及び工事の施行に関する事項	に
」			

改め、同条第3項の表中

「		4 瑞樹団地に関する事項	を
」			

「		4 瑞樹団地に関する事項	
	まちなか住宅再生室	1 まちなかの低未利用地における戸建て住宅の建築の促進に関する事項	に、
		2 まちなかの空き家の活用の促進に関する事項	
」			

「		2 建築基準法の規定に基づく許可及び道路の位置の指定等に関する事項 3 違反建築物等の措置に関する事項 4 建築協定に関する事項 5 建築審査会に関する事項 6 都市計画法の規定に基づく開発行為の許可等に関する事項 7 駐車場法の規定に基づく建築物における駐車施設の附置に関する事項 8 租税特別措置法の規定に基づく優良宅地及び優良住宅等の認定に関する事項 9 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築計画の認定等に関する事項 10 住宅金融支援機構からの受託業務に関する事項 11 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定に基づく届出等に関する事項 12 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の規定に基づくマンション建替組合の設立認可等及び建替えの勧告に関する事項	を
」			

		<ul style="list-style-type: none"> <li>2 建築基準法の規定に基づく確認、検査、許可、道路の位置の指定等に関する事項</li> <li>3 建築協定に関する事項</li> <li>4 建築審査会に関する事項</li> <li>5 都市計画法の規定に基づく開発行為の許可等に関する事項</li> <li>6 租税特別措置法の規定に基づく優良宅地及び優良住宅等の認定に関する事項</li> <li>7 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築計画の認定等に関する事項</li> <li>8 住宅金融支援機構からの受託業務に関する事項</li> <li>9 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定に基づく届出等に関する事項</li> </ul>	に、
--	--	--	----

		5 特殊建築物、昇降機等の定期報告に関する事項	を
	建築確認審査室	1 建築基準法の規定に基づく確認、検査等に関する事項	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>5 特殊建築物、昇降機等の定期報告に関する事項</li> <li>6 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の規定に基づくマンション建替組合の設立認可等及び建替えの勧告に関する事項</li> </ul>	に
	違反建築対策室	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法の違反の防止に関する事項</li> <li>2 違反建築物等の是正に関する事項</li> </ul>	

改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

金沢市市民センター等設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第10号

金沢市市民センター等設置規則の一部を改正する規則

金沢市市民センター等設置規則（平成13年規則第104号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表金沢市金沢駅市民サービスコーナーの項を削り、同表に次のように加える。

金沢市近江町市民サービスコーナー	金沢市青草町88番地
------------------	------------

附 則

この規則は、平成21年4月6日から施行する。

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

●金沢市規則第11号

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市事務決裁規則(昭和60年規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「金沢市補助組織及び分掌事務規則に規定する課」の次に「、歴史都市推進室」を、「公設花き地方卸売市場事務局」の次に「、近江町交流プラザ」を加える。

第5条第4項中「子ども総合相談センターに限る」を「福祉総務課、生活支援課、介護保険課、長寿福祉課、子ども福祉課及び障害福祉課に限る」に改め、「美術工芸大学法人化準備室長」の次に「、福祉総務課、生活支援課、介護保険課、長寿福祉課、子ども福祉課(子ども総合相談センターを除く。)及び障害福祉課にあつては福祉健康局担当部長(福祉担当)」を加え、同条第5項中「子ども総合相談センターにあつては、総括施設長」を「福祉総務課、生活支援課、介護保険課、長寿福祉課、子ども福祉課(子ども総合相談センターを除く。)及び障害福祉課にあつては福祉健康局担当部長(福祉担当)、子ども総合相談センターにあつては総括施設長」に改める。

第10条中「中央卸売市場、公設花き地方卸売市場」を「農林部、中央卸売市場、公設花き地方卸売市場、土木部」に、「卸売市場長」を「農林部長、卸売市場長、土木部長」に改める。

第13条中「泉野図書館長」を「泉野図書館副館長」に改める。

第14条第1項中「所管局長は産業局長」を「所管局長及び所管部長は農林部長」に改め、同条第2項を削る。

別表第1組織及び人事管理の表の備考第1項中「戸室新保埋立場長」の次に「、埋立場建設事務所長」を加え、同備考第4項、同表事務の執行の表の備考第1項、同表財産管理の表の備考及び同表契約アの表の備考中「子ども総合相談センターに限る」を「福祉総務課、生活支援課、介護保険課、長寿福祉課、子ども福祉課及び障害福祉課に限る」に改め、「美術工芸大学法人化準備室長」との次に「、福祉総務課、生活支援課、介護保険課、長寿福祉課、子ども福祉課(子ども総合相談センターを除く。)及び障害福祉課にあつては「福祉健康局担当部長(福祉担当)」と」を加え、同契約イの表第2号の項中「泉野図書館長」を「泉野図書館副館長」に改め、同イの表の備考第4項及び同表支出アの表の備考第5項中「美術工芸大学法人化準備室長」との次に「、福祉総務課、生活支援課、介護保険課、長寿福祉課、子ども福祉課(子ども総合相談センターを除く。)及び障害福祉課にあつては「福祉健康局担当部長(福祉担当)」と」を加え、同表収入の表の備考第2項中「子ども総合相談センターに限る」を「福祉総務課、生活支援課、介護保険課、長寿福祉課、子ども福祉課及び障害福祉課に限る」に改め、「美術工芸大学法人化準備室長」との次に「、福祉総務課、生活支援課、介護保険課、長寿福祉課、子ども福祉課(子ども総合相談センターを除く。)及び障害福祉課にあつては「福祉健康局担当部長(福祉担当)」と」を加える。

別表第2総務局の表中

「

(10)	36協定に関する決定			
(11)	職務専念義務の免除			
(12)	病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認			
(13)	職務以外の職務に従事する場合の許可			
(14)	職員証及び履歴の証明の発行			
(15)	欠勤の処理			

を

」

「	(10) 育児短時間勤務の承認					に
	(11) 36協定に関する決定					
	(12) 職務専念義務の免除					
	(13) 病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認					
	(14) 職務以外の職務に従事する場合の許可					
	(15) 職員証及び履歴の証明の発行					
	(16) 欠勤の処理					

改め、同表市民局の表に次のように加える。

近江町交流 プラザ	1 近江町交流プラザの使用の承認等				
--------------	-------------------	--	--	--	--

別表第2 福祉健康局の表中

「	福祉健康局 共通事項	1 保育所等の入所に係る徴収金額の決定				を
		2 保育所等の入所に要する費用等の決定				
		3 民間社会福祉施設の補助金、借入金申請等における意見書の提出				

「	福祉健康局 共通事項	1 保育所等の入所に係る徴収金額の決定				に、
		2 保育所等の入所に要する費用等の決定				
		3 民間社会福祉施設の補助金、借入金申請等における意見書の提出				

「	8 社会福祉士養成施設等及び介護福祉士養成施設等の実習施設に関する意見書の交付					を
	9 社会福祉法人の定款変更の認可					

8 社会福祉士養成施設等及び介護福祉士養成施設等の実習施設に関する意見書の交付						に、
9 社会福祉法人の定款変更の認可						

6 身体障害者福祉法第15条による医師の指定等に関すること。						を
--------------------------------	--	--	--	--	--	---

6 身体障害者福祉法第15条による医師の指定等に関すること。						に、
--------------------------------	--	--	--	--	--	----

8 施設訓練等支援に関する支給内容の決定						を
9 指定施設の指定及び指定の取消し						
10 指定施設設置者等及び施設訓練等支援費受給者等に対する文書その他の物件の提出の命令、質問等						
11 障害程度区分認定審査会の委員の任免						
12 障害程度区分認定						
13 介護給付費等の支給要否及び内容等の決定						
14 障害福祉サービス事業者の指定及び指定の取消し						
15 基準該当障害福祉サービス事業者の登録						
16 自立支援医療機関の指定						
17 自立支援給付に係る受給者、事業所等に対する文書その他の物件の提出の命令、質問等						

8	指定施設の指定及び指定の取消し						
9	障害程度区分認定審査会の委員の任免						
10	障害程度区分認定						
11	介護給付費等の支給要否及び内容等の決定						
12	障害福祉サービス事業者の指定及び指定の取消し						
13	基準該当障害福祉サービス事業者の登録						
14	自立支援医療機関の指定						
15	自立支援給付に係る受給者、事業所等に対する文書その他の物件の提出の命令、質問等						

改め、同福祉健康局の表の摘要中「保健所地域保健課」を「福祉総務課、生活支援課、介護保険課、長寿福祉課、こども福祉課（こども総合相談センターを除く。）及び障害福祉課にあつては「福祉健康局担当部長（福祉担当）」と、保健所地域保健課」に改め、同表環境局の表中

2	戸室新保埋立場への廃棄物の搬入の承認						
---	--------------------	--	--	--	--	--	--

2	戸室新保埋立場への廃棄物の搬入の承認					環境指導課	
3	鳥獣飼養の登録						
4	有害鳥獣の捕獲の許可						

9	浄化槽保守点検業者の変更の登録						
10	鳥獣飼養の登録						
11	有害鳥獣の捕獲の許可						

9	浄化槽保守点検業者の変更の登録						
---	-----------------	--	--	--	--	--	--

改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

市長事務の一部を金沢市教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市長 山 出 保

### ●金沢市規則第12号

市長事務の一部を金沢市教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則

市長事務の一部を金沢市教育委員会に委任する規則（昭和53年規則第35号）の一部を次のように改正する。

本則中「次に掲げる施設」を「金沢市キゴ山ふれあいの里」に改め、各号を削る。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

金沢市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市長 山 出 保

### ●金沢市規則第13号

金沢市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則

金沢市児童相談所長事務委任規則（平成18年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び児童福祉法施行令」を「児童福祉法施行令」に改め、「令」という。）の次に「及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下この号において「省令」という。）」を加え、同号ウを削り、同号イを同号ウとし、同号アを同号イとし、同イの前に次のように加える。

ア 法第25条の7第1項第3号及び第2項第4号、第25条の8第4号並びに第26条第1項第5号の規定による報告の受理に関すること。

第2条第1号サ中「規定による」の次に「小規模住居型児童養育事業を行う者、」を加え、同号シ中「児童福祉施設等の在所期間の延長等の措置」を「委託を継続し、若しくは児童福祉施設に在所させ、又はこれらの措置を相互に変更する措置」に改め、同号スを削り、同号セを同号スとし、同号テ中「第34条」を「第33条」に改め、同テを同号ナとし、同号ツを同号トとし、同号チを同号テとし、同号タ中「知的障害児施設等の在所期間の延長等の措置」を「施設に在所させ、若しくは委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置」に改め、同タを同号ツとし、同号ソを同号チとし、同チの前に次のように加える。

セ 法第33条の6第1項の規定による日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援に関すること。

ソ 法第33条の6第3項の規定による連絡及び調整に関すること。

タ 法第33条の6第4項の規定による児童自立生活援助の実施の申込みの勧奨に関すること。

第2条第1号に次のように加える。

二 省令第36条の26第5項の規定による児童自立生活援助の実施の申込みの勧奨に関すること。

第2条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第116号。以下この号において「省令」という。）の規定による事務のうち次に掲げる事務

ア 省令第14条第1項の規定による報告の請求に関すること。

イ 省令第14条第2項及び第3項の規定による届出の受理に関すること。

ウ 省令第16条第2項の規定による養育の継続に関すること。

エ 省令第18条ただし書の規定による養育の期間の更新に関すること。

オ 省令第19条各号の規定による認定に関すること。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

平成21年(2009年)3月31日 印刷 発行人

平成21年(2009年)3月31日 発行 発行所

定価 120円

印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄